

2020年 2月20日
2020年 2月26日 更新
2020年 2月28日 更新
2020年 3月11日 更新
2020年 3月25日 更新
2020年 4月 6日 更新
2020年 5月19日 更新
2020年12月18日 更新
2022年 1月18日 更新
2022年11月 1日 更新
2023年 3月 1日 更新
2023年 4月25日 更新

教職員各位

学校法人東海大学

新型コロナウイルス感染症中央対策本部

本部長 松前 義昭

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応について

教職員については、これまで自らが感染しないよう予防措置に努め、各部門、各機関におかれましては、基本的な感染防止対策に基づき、学生・生徒等への冷静な対応をお願いしてまいりました。

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)上の位置付けが5類感染症に移行されることになり、国のこの移行に合わせて、基本的対処方針及び業種別のガイドラインが廃止され、感染者及び周囲にいる濃厚接触者の判定がなくなり、さらにこれらの人に対する社会的制限が課せられないことになりました。これに基づき、本学園では2023年5月7日をもって、新型コロナウイルス感染症中央対策本部を解散することといたします。ただし、学校保健安全法及び同施行規則においては、学校で予防すべき感染症の第2種に分類されることになり、本学園の各教育機関は、学校保健安全法が規定する出席停止期間と同様の勤務及び入構制限が課せられます。そのため、各部門、各機関においては、各部門対策本部、各機関現地対策本部の体制を含め、感染状況に応じて適切な対策を講じていただきますようお願いいたします。

◆学園共通の対応〔2023年5月8日以降の対応〕

1. 予防について

1-1 感染対策について

2023年5月8日以降の日常における基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることから、本学園においては、学生、生徒、児童、園児及び教職員等の感染を防ぐとともに、感染拡大防止を原則とし、各部門、各機関の特性や地域性に応じて適切に対策

を講じてください。なお、感染リスクの高い業務(医療機関・体調不良者に接する可能性のある業務)については、勤務中のマスクの着用を引き続き徹底してください。

○新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的な感染対策として、引き続き、以下の内容が有効であるとされています。

(1) マスクの着用

マスクの着用(不織布)については、個人の判断に委ねるものとしませんが、首相官邸の新型コロナウイルス感染症対策本部では、着用が効果的な場面として、次の場面が推奨されています。

①医療機関受診時

②高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

③通勤ラッシュ時等混雑した電車・バスに乗車する時

④有症状、検査陽性、同居家族が陽性の際にやむを得ず外出する時

なお、上記の他、各機関の感染状況や学生、生徒、児童、園児及び教職員等個人又は家庭の方針等に応じて、十分な配慮をお願いいたします。

(2) 手洗い等の手指衛生

(3) 換気

(4) 「三つの密(密閉、密集、密接)」の回避・人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効です。(避けられない場合はマスク着用が有効)

1-2 特別休暇及び有症状時について

これまで感染者に付与していた特別休暇については、2023年5月8日以降、病気休暇(要診断書等提出)又は年次有給休暇の取得とします。

なお、学生・生徒・児童・園児及び教職員等の有症状時は、所属長等に連絡、報告、相談するとともに、登園、登校、通学、通勤を控えてください。

1-3 感染時の勤務及び出席の停止期間について

2023年5月8日以降に新型コロナウイルスが感染症法上の位置付けが5類に移行された後、厚生労働省は、発症の翌日から5日が経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでは外出を控えるとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えることを推奨しています。それを踏まえ、本学園においても文部科学省が学生、生徒、児童、園児が感染した場合の出席停止期間について、学校保健安全法施行規則改正(第1種から第2種へ移行)により発症の翌日から5日が経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止としていることから、この期間を適用いたします。

2. 海外への渡航について

検疫法上の検疫感染症から外れるため、原則制限はなくなりますが、国によっては、日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が継続されるケースもあることから、必ず事前に渡航先の最新情報を入手し、外務省及び厚生労働省、渡航先の国の指示に従ってください。

3. 行事・研修・イベント等の開催について

原則制限はなくなりますが、感染状況に留意し、必要に応じて感染対策を講じた上で実施してください。

4. 緊急連絡票の対応について

感染症法上の位置付けが5類(季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)になることから、感染した場合の緊急連絡票の提出は不要といたしますが、学校保健安全法に規定されている学校で予防すべき感染症の第2種に分類されていることから、学生・生徒・児童・園児及び教職員等が感染した場合には、速やかに所属長等に報告するとともに、健康推進担当部署等に報告してください。なお、感染が集団で発生するなど、各部門、各機関の事業運営や教育活動に影響を及ぼす事態が発生した場合等には、緊急連絡票で速やかにご報告ください。また、各部門、各機関で既に取り纏められている感染者数等の把握を学園として確認していくため、Teams 等で共有する環境の構築を予定しています。

◆参考(関連ホームページ)

【首相官邸】

○マスク着用の考え方の見直しについて

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

【内閣官房】

○新型コロナウイルス感染症対策 <https://corona.go.jp/emergency/>

【外務省】

○海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【文部科学省】

○新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

【厚生労働省】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

【国立感染症研究所】

○新型コロナウイルスに関する情報

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/covid-19.html>

以上

事務局： 理事長室学園法務室設置準備室
E-mail: tes-kikikanri@tokai.ac.jp

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について＜主な変更点＞

項目		これまでの対応	これからの対応 (2023年5月8日以降)	備考	
1	感染症法	2類	5類		
2	学校保健安全法	第1種	第2種		
3	基本的な考え方	学園の基本方針に基づき適切な対策を講じる	各部門・各機関において適切な対策を講じる		
4	基本的な感染対策	マスク	原則、個人の判断 (医療従事者等、感染可能性の高い業務では着用を継続)	原則、個人の判断 (医療従事者等、感染可能性の高い業務では着用を継続)	受診時、医療機関訪問時や通勤ラッシュ時などでは今後も着用を推奨
		手指衛生	推奨	推奨	
		換気	推奨	推奨	
		三密回避	推奨	推奨	
		在宅勤務	試行運用	試行運用の終了	問題点を洗い出して整理し、今後のリモートワークに係る運用ルールの構築に繋げる
		特別休暇	感染者又は濃厚接触者に対する特別休暇（隔離休暇）の付与	廃止（教職員自身が罹患した場合は病気休暇又は年次有給休暇の取得）	
		勤務・出席停止期間	発症の翌日から7日間経過し且つ症状軽快後1日間経過するまで	発症の翌日から5日間経過し、且つ症状軽快後1日間経過するまで	
5	海外への渡航	感染地域に近づかないなどの感染予防	原則制限なし（適切な感染予防は継続）		
6	行事・研修・イベント等の開催	国、都道府県等の定めに従い、規模や開催方法を検討の上、手続を行う	原則制限なし	感染状況に留意し、感染対策を講じた上で実施する	
7	緊急連絡票	感染者・濃厚接触者について発報	集団感染など事業推進に影響を及ぼす場合に発報		
8	中央対策本部	設置	解散	2023年5月7日をもって解散	